

真庭市まにわ地域共創拠点推進業務に係るプロポーザル審査委員会要綱

(設置)

第1条 真庭市まにわ地域共創拠点推進業務の実施に伴い、プロポーザル方式により、本業務の履行に適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、真庭市プロポーザル審査委員会規則第3条に基づく真庭市まにわ地域共創拠点推進業務審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(プロポーザル方式)

第2条 公募型プロポーザル方式とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 真庭市まにわ地域共創拠点推進業務に係る提案書等の書類の審査に関すること。
- (2) 真庭市まにわ地域共創拠点推進業務プロポーザルの評価及び受託候補者の選定に関すること。
- (3) その他委託事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 政策推進監
 - (2) 産業観光部次長
 - (3) 総合政策部総合政策課長
 - (4) 健康福祉部子育て支援課長
 - (5) 産業観光部農業振興課長
 - (6) 建設部まちづくり推進課長
- 2 委員会に委員長を置き、政策推進監をもって充てる。
 - 3 委員は、委員長の許可を得て、当該委員があらかじめ指定する職員に職務の代理をさせることができるものとする。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進監付において処理する。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、令和7年4月11日から施行する。

(この内規の失効)

2 この内規は、当該業務の契約が締結されたときに失効する。